



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 22, 2022 年 4 月～5 月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022 年 4 月～5 月）

内容

A: EIOPA、ランオフ保険会社の監督に関するステートメントを最終化（4 月 7 日）	3
B: 米 NAIC、TCFD 提言と統合的な気候リスクの開示を奨励（4 月 8 日）	4
C: EIOPA、ストレス・テストの個社別の結果の開示を提案（4 月 12 日）	4
D: ESAs、欧州の金融セクターのリスク評価レポートを公表（4 月 13 日）	5
E: EIOPA、顧客のサステナビリティ選好の評価にかかるガイドライン案を公表（4 月 13 日）	6
F: 英 PRA、2022～2023 年の優先課題を公表（4 月 20 日）	8
G: 英財務省、ソルベンシーII の見直し案を公表（4 月 28 日）	10
H: 英 PRA、英国財務省のソルベンシーII 改正案に対する見解を表明（4 月 28 日）	11
I: 星 MAS、AML/CFT のネーム・スクリーニングの高度化を要請（4 月 28 日）	12
J: EIOPA、個人投資家の保護のための施策を提言（4 月 29 日）	13
K: FSB、気候関連のリスクに対する監督・規制上のアプローチ案を公表（4 月 29 日）	14
L: ESAs、欧州委員会に対し、PRIIPs 規制の見直しにかかる技術的な助言を提出（5 月 2 日）	15
M: 英 PRA、2022 年保険ストレス・テストを開始（5 月 4 日）	17

A: EIOPA、ランオフ保険会社の監督に関するステートメントを最終化（4月7日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年7月に市中協議に付した、ランオフ保険会社およびポートフォリオの監督に関する監督上のステートメントを最終化した。同ステートメントの目的は、ランオフ保険会社やポートフォリオの監督の質と一貫性を確保すること。主な内容は以下のとおり。

背景	- ランオフの数や規模が拡大しており、また、投資家のランオフ・ポートフォリオの買収への興味が高まっている。 - ランオフ・ビジネスは、資本の有効利用やコストの削減など、保険市場に潜在的なベネフィットをもたらす。他方で、ランオフ保険会社やポートフォリオの監督には、特殊なリスク・プロファイル、オーナーシップの変更のプロセスと評価の困難さ、規制の未整備など、多くの課題がある。
特殊なランオフ	- 特殊なランオフとは、レガシー・ポートフォリオやランオフ状態の保険会社を積極的に買収するビジネス・モデルを有する会社。保険会社（のポートフォリオ）を買収しようとする者は、監督当局と早期に対話を行うことが推奨される。 - リスクの特定 - 監督当局は、買収しようとする者の財務の健全性、買収の動機、（買収しようとする者および買収される者双方の視点からの）保険契約者への影響を評価する。また、監督当局は、買収しようとする者のビジネス・モデル、リスク・プロファイルの変化、ガバナンス、リスク管理およびソルベンシーの水準について包括的に理解する。 - 買収取引が（将来支払われる）保険金の額に影響する場合、監督当局は、買収しようとする者に対して、損失移転の取極めなど、保険契約者の利益を保護するための追加的なコミットメントを求めることができる。 - 監督当局は、買収しようとする者の買収後のリスク・プロファイルがそのリスク・アパタイトと整合していること、また、商品の監視やガバナンスの方針が適切であることなどを評価する。 - 監督当局は、①保険負債を管理する能力に注意を払い、②特に、有配当保険について、保険契約者の持分が不当に削減されず、移転前の契約や保険契約者の合理的な期待と概ね沿ったものであることを確保し、③特に、長期の保険商品について、保険契約者に不利な状況を生じさせ得る事態が発生した場合、対策を講じることができる能力を有することを確保する。 - プライベート・エクイティ（PE）ファンド等の投資家の関与 - PEファンド等の投資家の投資ホライズンは、伝統的な投資家のそれと比べて短いことから、買収される保険会社から資本が引き出され、保険契約者の保護にネガティブな影響を与えるリスクがある。監督当局は、そうした事態を回避するため、投資家やそのオーナーの履歴を勘案し、また、投資の早期引揚げがもたらす潜在的な影響を評価すべき。 - PEファンドは、①投資リターンを引き上げるための資産配分の変更、②コスト削減のためのオペレーションの変更、③責任準備金や資本要件の評価のためのメソッドロジーや前提条件の変更などにより、株主に対するリターンを高める傾向がある。したがって、監督当局は、保険契約者を保護するため、必要な措置を講じるべき。

ビジネス・コンダクトの監督	- 監督当局は、特に、生保の場合、買収しようとする者が顧客本位のビジネス・モデルを有しているかどうかを評価する。 - 監督当局は、買収しようとする者の商品の監視やガバナンスの方針を評価し、買収したポートフォリオの商品をモニターし、定期的にレビューしているかどうかに注意を払い、また、ランオフ・ポートフォリオの保険契約者の保護をどのように確保しているのかを評価する。 - 顧客サービスの水準は、移転前の水準と大きく異なるべきではない。
---------------	--

インプリケーション：欧米では、投資ファンド等による保険会社（保険ポートフォリオ）の買収が活発化する中、買収された保険会社（保険ポートフォリオ）の保険契約者の保護を確保することは、監督当局にとっても大きな課題となっているようである。日本においても、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入が予定されていることなどから、今後、「レガシー・ポートフォリオ」の売却が保険会社の経営上の選択肢の一つとなり得ることも想定される。監督当局には、保険契約者の保護の観点から、保険会社によるレガシー・ポートフォリオへの対応を注視していくことが期待される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA issues supervisory statement on supervision of run-off undertakings’

B: 米 NAIC、TCFD 提言と整合的な気候リスクの開示を慫慂（4月8日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、これまでに実施してきている気候サーベイにおいて、保険会社が気候関連のリスクを報告するための、TCFD提言と整合的な新たな基準を採択した。保険料収入が1億米ドル超の保険会社（NAICの気候サーベイへの回答が求められる保険会社）には、2022年11月までに、新たな基準に沿ってNAICの気候サーベイに回答する（それには、例えば、NAICが同基準で新たに設けた、TCFDの4つの中核要素に関する質問に回答することを含む。）が期待されている。

インプリケーション：米国の保険セクターにおいても気候変動への取組みが進展していることが伺える。2021年の気候サーベイには、15の地区・州（カリフォルニア、コネティカット、デラウェア、コロンビア特別区、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュー・メキシコ、ニューヨーク、オレゴン、ペンシルバニア、ロードアイランド、バーモント、ワシントン）が参加していたところ、今後、これがどこまで拡大していくかも注目に値する。

（出所）NAIC ‘U.S. Insurance Commissioners Endorse Internationally Recognized Climate Risk Disclosure Standard for Insurance Companies’

C: EIOPA、ストレス・テストの個社別の結果の開示を提案（4月12日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、欧州における保険ストレス・テストについて、個社の結果を開示することができる権限をEIOPAに付与するよう提案した。その概要は以下のとおり。

経緯	- EIOPAは、欧州の保険セクターのレジリエンスを評価するため、欧州システミック・リスク理事会と協力し、欧州レベルでのストレス・テストを定期的の実施してきている（※保険ストレス・テストは、2011年、2014年、2016年、2018年、2021年に実施された。）。 - EIOPAは、ストレス・テストから推察されるマイクロプルデンシャル情報をより良く伝えることを目的として、個々の保険会社の結果を開示することを考えており、これまで様々な取組みを行ってきた。他方で、前回のストレス・テストにおいて個社の結果の開示に同意した保険会社は44社中8社であるなど、保険会社は個社別の開示に依然として後ろ向きである。したがって、EIOPAは、個社の開示要件を法制化する必要があると考えている。
----	--

個 社 別 の 開 示 を 求 める理由	①市場規律の向上（様々なステークホルダーに関連する情報を提供することを通じて、透明性を高め、より良い市場規律につなげる）、②保険会社のコミットメントの向上（結果について説明する機会を保険会社に提供する）、③レベルプレイング・フィールドの確保。
EIOPAの 提案	個々の銀行のストレス・テストの結果を開示する権限を有する欧州銀行監督機構（EBA）とは異なり、EIOPAにその権限はない。EIOPAは、現在進行中のソルベンシーIIのレビューにおいて、この点が手当されるべきであると考えており、したがって、欧州議会、欧州理事会および欧州委員会が本提案を検討することを求める。

インプリケーション：個別の金融機関にかかる情報の開示において検討すべき点の一つは、利害関係者（消費者、顧客、機関投資家、格付機関等）が開示される情報を適切に「消化」（理解）できるか否かである。個社のストレス・テストの結果の開示は、EIOPAが指摘するように、市場の透明性を向上し得る。他方で、情報の利用者が情報を適切に理解できない場合には、個別の金融機関、場合によっては、マーケット全体の風評リスクにもつながり得る。したがって、情報の理解度を高めていくことも監督当局の重要な役割の一つであると考えられる。

（出所）EIOPA ‘EIOPA calls for changes to stress test disclosure regime’

D: ESAs、欧州の金融セクターのリスク評価レポートを公表（4月13日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、最初の共同リスク評価レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

提言	- 金融機関は、現在進行中の地政学上の出来事に関し、さらなる悪影響に備えるべき。金融機関は、EUおよびグローバルで実施されている制裁体制の遵守を確保すべき。 - 金融機関および監督当局は、引き続き、金融セクターにおける資産の質の悪化に備えるべき。 - 金利のさらなる上昇やリスク・プレミアムの急激な反転は、金融機関や投資家への影響という観点から、注意深くモニターされるべき。企業および銀行セクターにかかる信用リスクに関し、監督当局、政策立案者および金融機関は、インフレに対応するためのさらなる施策を検討すべき。ストレス・テストは、監督当局が保険および銀行セクターの脆弱性を特定し、また、そのレジリエンスを改善する方法を見つける上で役立つ。 - 個人投資家の金融市場への参加は、近年、大きく増加しており、そのことは、機会のみならずリスクももたらす。監督当局は、リスクの認識がないままに、資産価格の大幅な上昇を期待して資産を購入する個人投資家を注意深くモニターすべき。 - 金融機関は、自身の事業戦略やガバナンス構造にESGの視点をより一層統合させる必要がある。金融機関は、ESGリスクを、自身のリスク・アパタイトや内部の資本配賦プロセスの中で勘案し、また、ESG要素やESGリスクに対する長期的なレジリエンスをテストするためのメソッドロジーやアプローチの開発を継続すべき。 - 金融機関は、サイバー・レジリエンスを高めるための施策を強化し、また、潜在的なサイバー攻撃の増加とそれがもたらす結果に備えるべき。ESAsは、欧州全域のシステム的なサイバー・インシデント
----	---

	に対応するための調整の枠組みの準備を開始するという欧州システミック・リスク理事会の提言¹を歓迎する。 • Covid-19は、金融セクターのデジタル・トランスフォーメーションを促し続けており、また、金融システムを稼働させる上でテクノロジーが果たす役割の重要性を強調している。こうした変化は、多くのベネフィットとともに、サイバー・インシデントの潜在的な範囲や影響を拡大している。ロシアのウクライナ侵攻とそれを受けたEUや米国等によるロシアへの制裁などから、EUは、喫緊で、より高い水準のサイバー・リスクに直面している。企業や政府は、潜在的なサイバー攻撃に備えるべき。
保 険 セ ク ターに関する記述	• 欧州の保険セクターの収益性とソルベンシーの水準は、引き続き強固である。 • 保険セクターでは、企業の信用リスクや銀行の潜在的な二次的効果は引き続き主要な懸念である。格付の引下げによる信用リスクの増加シナリオの下において、EEAの保険会社の社債ポートフォリオはレジリエントであるものの、長期のポートフォリオにはいくらかのリスクがある。保険会社は、銀行が発行する有価証券に多く投資しており（EEAの保険会社の投資の14％）、銀行が破綻すれば、欧州の保険セクターは大きな損失を被り得る。 • 保険セクターでは、期待されないインフレは、損保（特に、ロングテールのビジネス・ラインを有する損保）にとってリスクの源泉となる。インフレは、短期的にはロス・レシオの上昇につながり、また、特に、ロングテール・ビジネスの責任準備金の増加につながり得る。さらに、正のデフレ・ギャップを持つ傾向にある損保にとって、無リスク金利の上昇は、純資産の減少につながり得る。 • 2020年の世界の自然災害のパラメータは、前年と比べ、より大きな損失を示し、同年の損失のおよそ2/3は付保されていなかった。極端な気象イベントはより高頻度で激甚化すると考えられる中、保険セクターはプロテクション・ギャップに対応する上で重要な役割を果たす。保険会社は、長期の投資家として、低炭素経済への移行に貢献し得る。

インプリケーション：欧州の金融セクターが直面している潜在的なリスクを網羅的にカバーした、興味深いレポートである。ESGやサイバーのみならず、例えば、個人投資家の投資行動にかかる潜在的なリスクを指摘している点なども注目に値する。保険セクターに関する記述については、監督当局の関心がこれらの事項に対して向けられるものと考えられる。保険会社は、信用リスク、インフレ、自然災害それぞれについて、例えば、ORSAレポートなどで十分に分析し、必要な施策を講じることが求められることとなる。

（出所）EIOPA ‘ESAs see recovery stalling amid existing and new risks’

E: EIOPA、顧客のサステナビリティ選好の評価にかかるガイドライン案を公表（4月13日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、5月13日を期限として、「保険募集指令（IDD）における顧客のサステナビリティ選好の適合性評価への統合に関するガイドライン」案を市中協議に付した。
 - 市中協議の期間が4週間と短いのは、EU委任規則2021/1257の適用開始時期に合わせて同ガイドラインを最終化する必要があるため（※保険ベースの投資商品（IBIP）に関するアドバイスを提供する保険会社および保険仲介者（以下、「保険会社等」）は、2022年8月2日から、その適合性評価において個人顧客のサステナビリティ選

¹ 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 19, 2022年1月～2月）」記事Fを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202202ins_regulation.pdf

好を考慮することを求められる（委任規則2021/1257）。）。

➤ EIOPAは、本年7月に同ガイドラインを最終化する予定。

■ 同ガイドライン案の主な内容は以下のとおり。

ガイドライン1：サステナビリティに関する適合性評価の目的と範囲について顧客に提供する情報
- 保険会社等は、委任規則2021/1257で導入された概念である「サステナビリティ選好」（※）を顧客に対して明確に説明すべき。（※（a）環境的にサステナブルな資産に最低限の割合が投資されるIBIP、（b）環境もしくは社会目的に貢献するサステナブルな資産に最低限の割合が投資されるIBIP、（c）サステナビリティ要素への主たる悪影響を勘案しているIBIP。） - その説明は、顧客の投資目的に関する情報の収集の一環として、サステナビリティ選好に関する質問をする前に提供されるべき。
ガイドライン2：サステナビリティ選好に関する情報の顧客からの収集
- 保険会社等が顧客から収集すべき情報は、①顧客のサステナビリティ選好の有無、②顧客のサステナビリティ選好（上記a～cのいずれか）、③最低限の割合、④勘案すべき主たる悪影響（PAI）、⑤PAIを勘案すべきオプションの範囲（複数の投資オプションを提供するIBIP（Multi-Option Product：MOP）の場合）。 - 保険会社等は、このプロセスを通じて、顧客の回答に影響を与えない中立的なアプローチを採用すべき。
ガイドライン3：定期的な評価
- 保険会社等は、既存の顧客のサステナビリティ選好を、定期的な適合性評価において特定すべき（新規制の導入時にあらためて実施することは求められない。）。 - 保険会社等は、最低限の割合を含む顧客のサステナビリティ選好を、最初の適合性評価を行う際に評価し、定期的な適合性評価の度にそれをアップデートすべき。 - 投資される商品が顧客の最新のサステナビリティ選好と適合しない場合、保険会社等はその旨を顧客に通知し、新たな推奨を行うべき。
ガイドライン4：IBIPのサステナビリティ特性に関する情報の収集
保険会社等は、IBIPのサステナビリティ特性に関する情報を収集するため、「保険会社および保険販売者のための商品の監視およびガバナンス要件に関する委任規則」（2017/2358）に規定する「保険商品の開発者が販売者に提供すべき情報」に加え、契約前開示やウェブサイトでの開示が求められるサステナビリティ関連の情報を利用すべき。
ガイドライン5：IBIPの適合性を確保するための取極め
サステナビリティ選好は、適合性評価の後に評価されるべき。
ガイドライン6：記録管理要件の遵守
顧客のサステナビリティ選好に合うIBIPが無く、顧客が自身のサステナビリティ選好を変えた場合、保険会社等は、その変更にかかるすべての情報の記録を保管することを求められる。

ガイドライン7：顧客のサステナビリティ選好を評価するための保険会社等の社員の能力

- 保険会社等の社員は、サステナビリティ選好の基準に関して必要な知識と能力を有し、また、それらを顧客に適切に説明することができるべき。

インプリケーション：保険商品の募集時における適合性評価のプロセスで顧客のサステナビリティ選好を確認することは、適切なアプローチであると考えられる。他方で、保険会社にとっては、募集の現場において同ガイドラインに基づく一貫した対応が行われるよう確保することは、大きな課題の一つとなるものと推察される。なお、今後、日本においても「サステナビリティ」にかかる種々の規制が導入されることとなれば、欧州の保険会社と同様の対応を求められることも想定される。

（出所）EIOPA ‘EIOPA consults on draft Guidelines on integrating the customer’s sustainability preferences in the suitability assessment under the IDD’

F: 英 PRA、2022～2023 年の優先課題を公表（4 月 20 日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2022～2023年の戦略上の優先課題とビジネス・プランを公表した。4つの戦略上の優先課題、および、ビジネス・プランのうち保険セクターに関連する主なものは以下のとおり。

優先課題1：金融危機後の改革を経て実現した銀行および保険セクターの強固さを維持し、発展させる

**保 険 会 社
の財務のレ
ジリエンス**

ソルベンシーIIのレビュー

- PRAは、ソルベンシーIIのレビューに関する市中協議を実施する。その内容には、①長期の生保負債のリスク・マージンの水準と金利リスク感応度の低減、②マッチング調整の設計の調整と校正の強化とそれを通じたサステナブル投資の支援（マッチング調整ポートフォリオの適格性基準の拡大を含む。）、③内部モデルの承認プロセスの簡素化、④ソルベンシーIIの適用の閾値の引上げ、新たな保険会社に対する猶予プロセスの導入、第三国の支店に対する資本と報告要件の軽減を通じた効果的な競争の促進、などを含む。

ストレス・テスト

- 大規模な生保・損保を対象にストレス・テストを実施し、保険セクターのレジリエンスを評価する。また、英国政府によるソルベンシーIIのレビューの状況も勘案し、ストレス・テストの長期的な戦略を設計する。

内部モデル

- PRAは、保険会社で使用しているモデルの調査を継続する。それには、保険会社による校正の高度化の潜在的な傾向の特定を含む。また、PRAは、保険会社間の比較が可能となるよう、内部モデルからのアウトプットを分析する。

生保

- Covid-19のクレジット・ポートフォリオへの影響は出切っていないため、PRAは、信用リスクおよび格下げや破綻に対するエクスポージャーを注意深くモニターする。特に、長期の年金ビジネスにおける信用リスクの集中や、保険会社がブルーデント・パーソン原則に沿ってリスクを適切に特定し、計測し、統制し、報告しているかどうかに焦点をあてる。
- 大きなデリバティブ・ポートフォリオを有している保険会社に対してサーベイを実施し、潜在的なマージン・コールや流動性ポジションへの影響にかかるPRAの理解を高める。

	損保 経済的なインフレのリスクがどのようにモニターされているか、また、社会的なインフレのリスクのドライバーが責任準備金の積立においてどのように勘案され、支払い保険金や財務のレジリエンスにどのような影響を与え得るかを理解するため、保険会社と対話を行う。
オペレーショナル・リスクとレジリエンス	- イングランド銀行、PRA、金融行為規制機構（FCA）のオペレーショナル・レジリエンスに関する方針（2021年3月公表）²において示された期待について、金融機関の対応状況を評価する。これには、影響の許容度内で重要なビジネス・サービスの提供を継続することを確保するための金融機関の計画の評価を含む。 - イングランド銀行、PRAおよびFCAは、重要なサードパーティ・サービス・プロバイダによってもたらされるシステミック・リスクの監視を高度化するための追加的な施策を示したディスカッション・ペーパーを公表する。また、サイバー・リスクの監督、オペレーショナル・インシデントやアウトソーシング・データの収集の改善のためのアプローチについて、長期的に検討を進める。
ガバナンスとリスク管理	- PRAは、金融機関のガバナンスや内部統制の観点から、監督上の報告データの十分な質が確保されるための取組みを行う。 - PRAは、2022年秋に、金融セクターにおけるダイバーシティとインクルージョンをサポートするための提案を市中協議に付し、2023年に方針として公表する。
優先課題2：新たなエマージング・リスクを特定し、また、国際的な方針を策定することにおいて最前線に立つ	
気候変動	2022年以降、PRAの気候関連の財務リスクに対するアプローチは、実施の評価から、脅威に対する積極的な監督へとシフトする。 - PRAは、金融機関が、気候関連の財務リスクの管理の実務を高度化させることを期待している。これには、データ・ギャップの課題への対応、気候関連リスクの定量化、リスクのビジネス戦略、意思決定、リスクテイクおよびリスク管理への統合、資本の十分性の自己評価を含む。大規模な保険会社には、ORSAレポートにおいて気候関連の財務リスクの管理の全社的なリスク管理の枠組みへの統合について説明することが求められる。 2022年の気候ストレス・テスト（CBES）の結果は2022年半ばに公表予定。
デジタライゼーション	- PRAとFCAは、保険セクターに対するデジタライゼーションのリスクについて検討する。種々の機能やプロセスのインシュアテックへのアウトソースの増加によるバリュー・チェーンの潜在的な分断は、保険会社と監督当局の双方にとって、これらの機能に対するアクセスと監視を低下させ得る。 - プライシングの粒度が高まることはリスクの高い個人の保険へのアクセスを低下し得ることから、金融包摂もフォーカス分野の一つである。詳細な個人データが利用されると、保護特性（protected characteristics）の利用に関する差別のリスクが高まる可能性がある。その他、複雑な非線形の機械学習モデルやそれらが顧客に与える影響に対する経営陣の理解、新たな技術の採用に消極的な会社の収益力の低下などのモニタリングも強化する。

² 「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 9, 2021年3月～4月）」記事Gを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202104_ins_regulation.pdf

AI と 機 械 学 習	AIにかかる監督当局の役割について議論を深めるため、PRAは、2022年後半にAIに関するディスカッション・ペーパーを公表する。
優先課題3：金融セクターにおける競争的でダイナミックな市場を支援する	
優先課題4：中央銀行内において、インクルーシブで、効率的で、現代的な規制当局を運営する	

インプリケーション：記事Gで取り上げているソルベンシーIIのレビューに加え、特に、社会的なインフレが損保に与える影響、サードパーティ・サービス・プロバイダのリスク管理、デジタライゼーションがもたらすリスクにかかる英国における取組みの進展は、日本の保険セクターに影響や示唆を与え得るものであると考えられる。ソルベンシーIIに関して言えば、最近、オーストラリア健全性規制庁（APRA）が規制資本の計算における内部モデルの使用を認めない方針を示した³ところ、PRAが内部モデルからのアウトプットの比較可能性に言及している点は興味深い。

（出所）PRA ‘Prudential Regulation Authority Business Plan 2022/23’

G: 英財務省、ソルベンシーIIの見直し案を公表（4月28日）

- 英国財務省は、7月21日を期限として、ソルベンシーIIのレビューに関する市中協議文書を公表した。主な内容は以下のとおり。なお、財務省は、この見直しにより、生保の資本が10～15％程度解放され、長期投資が促進されるとの見解を示している。

リスク・マージン (RM)	- RMについて、例えば、長期の生保負債については60～70％カットすることを提案。 - RMの大きさとボラティリティは、修正資本コスト（CoC）法、もしくは、保険監督者国際機構（IAIS）が開発中の保険資本基準（ICS）におけるMOCEモデルを利用することにより低減し得る。政府は、①保険会社のリスク・プロファイルと負債のデュレーションの大きな差異に感応的であること、②現行の制度に大きな影響を与えないこと、③EUにおいて提案されている手法と比較可能であること、④RMの算出方法とその概念との理論的な関係が維持されること、から、前者を指向。 - RMの削減は、そのボラティリティと、保険会社のバランスシートのプロシクリカルな動きも低減させる。また、保険会社によるバランスシートのより効果的な管理を可能にするとともに、保険会社对新契約の引受のより一層のインセンティブを与え得る。さらに、保険会社が長寿リスクを出再するインセンティブを低下させ得る。
マッチング調整 (MA)	- 政府は、基礎的スプレッド（fundamental spread）手法に信用リスクの市場動向を反映させることを検討している。基礎的スプレッドは、期待損失とマーケット・ベースの資産のスプレッドに基づく信用リスク・プレミアム（CRP）の合計となる。CRPは、中期的な安定性と信用スプレッドが極めて高い資産への投資を一定程度抑制するインセンティブを付与する形で定義する。 - 英国健全性監督機構（PRA）は、期中平均の信用スプレッドの少なくとも35％のCRPを検討している。

³ 「オーストラリアにおける保険ソルベンシー規制と IFRS 17 の調和に向けた取組み」（デロイト、2022 年 3 月）を参照。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/solvency-and-ifs17-in-au.html>

投資の柔軟性	- 政府は、MAポートフォリオに適格な資産の要件を緩和することを検討している。それにより、保険会社は、早期償還オプション付きの資産やフェーズ型の建設プロジェクトに投資することが可能となる。また、負債サイドでは、所得補償保険などの死亡リスクを保障する保険商品や有配当および据置型の年金保険にも適格要件を拡大することを検討している。 - 信用リスクに対する感応度の高い基礎的スプレッドを導入することで、投資非適格な資産にかかる算入制限を廃止できる。 - PRAは、複雑ではない資産について、MAの審査プロセスを簡素化することを検討している。
報告要件等の緩和	- 政府は、第三国の保険会社の在英支店の資本要件の計算（資本に対応する英国の資産を保有することを含む。）を廃止することを検討している。 - 政府は、報告要件を緩和すること、新設された保険会社に対する資本要件等を一定期間緩和することなどを検討している。

インプリケーション：RMやMAにかかる技術的な論点以外では、第三国の保険会社の在英支店に対する資本要件の廃止に言及している点は注目に値する。同見直し案は、第三国の保険会社の在英支店の資本要件にかかる提案について、英国の保険市場の魅力を高めるものとなる、と指摘している。他方で、英国の保険契約者の保護の観点から、在英支店もしくは本店に対して何らかの追加的な規制が設けられる可能性もあるものと推察される。

（出所）UK Government ‘Open consultation: Solvency II Review: Consultation’

H: 英 PRA、英国財務省のソルベンシーII 改正案に対する見解を表明（4月28日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、英国財務省が公表したソルベンシーIIの改正案に対する見解を表明するとともに、7月21日を期限として、リスク・マージンとマッチング調整の見直し案を市中協議に付した。
- PRAが示した主な見解は以下のとおり。

リスク・マージン (RM)	- PRAは、金利感応度が高すぎる、また、低金利時には規模が大きくなりすぎるという懸念に対応するため、RMの見直しが必要であるという点に同意する。 - PRAは、（保険監督者国際機構（IAIS）が保険資本基準（ICS）において採用しているパーセントイル法ではなく）現在の資本コスト法を修正するアプローチを採用することには多くの利点があると考えている。（PRAが現在検討している手法によれば、長期の生保ビジネスのRMは約60%、損保のそれは約30%低下する。）
マッチング調整 (MA)	- MAは、将来稼得するかもしれない利益を前倒しで認識するものであり、認識する金額は慎重に計算される必要がある。 - PRAは、現在の基礎的スプレッドの設計は、保険会社のリスクを適切に反映していないと考えている。具体的には、将来の信用損失にかかる不確実性を十分かつ明示的に勘案しておらず、また、MAポートフォリオにおける資産の特性を勘案していない。基礎的スプレッドの見直しでは、これらの点に対応する必要がある。 - PRAは、基礎的スプレッドは信用リスク・プレミアム（CRP）に対応する明示的なアローアンスを含むべきであると考えている。PRAは、現時点において、期中平均の信用スプレッドの少なくとも35%に相当するようCRPが計算される必要があると考えている。

全体感	PRAは、上記の見直しにより、生保のRMは約60%、損保のそれは約30%低下すると考えている。また、生保の資本は10～15%程度解放されると見積もっている。
-----	--

インプリケーション：欧州および英国のソルベンシーIIの（資本要件を一定程度緩和する方向への）見直しは、IAISにおけるICSの最終化や日本における新たなソルベンシー規制の設計に影響を与え得るものと考えられる。なお、Financial Times誌（オンライン版）⁴は、「今般の見直しは、保険会社の破綻のリスクを高め得るものの、資本要件は、保険会社のバランスシートの頑健性に影響することなく緩和され得る。MAに加えた（要件の厳格化の方向への）調整と合わせ、パッケージ全体としてはPRAのリスク・アパタイトの範囲内である。」との英国PRAのコメントを紹介している。

（出所）PRA ‘The PRA’s statement on the ‘Review of Solvency II’ consultation published by HM Treasury’

I: 星 MAS、AML/CFT のネーム・スクリーニングの高度化を要請（4月28日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は2021年、AML/CFTのネーム・スクリーニングの枠組みおよび統制の頑健性を評価することを目的として、いくつかの中小の金融機関を対象にテーマ別検査を実施し、今般、その結果等を公表した。検査において認められた好事例やMASの監督上の期待の概要は以下のとおり。
 - 金融機関は、一貫した実践を実現するため、マネジメントによる適切な監視やシステムの利用やアラートの解決に関する正式な方針および手順を有していた。しかしながら、ネーム・スクリーニングの実務の頑健性は、金融機関の間でばらつきがあった。
 - いくつかの金融機関の上級管理者は、適切な監視を行っておらず、そのことは、方針や手順の不備やアラートの解決に関する不十分なチェック・アンド・バランスにつながっている。その結果、ネーム・スクリーニングの統制の失敗や、また、場合によっては、規制違反の可能性が生じている。
 - いくつかの金融機関は、ネーム・スクリーニング・システムのパラメータの設定に際し、その設定がスクリーニングの結果の正確性と実効性にどのように影響するかを十分に理解しないまま、システム・ベンダーに過度な信頼を置いている、という状況が認められた。
 - ・ 金融機関のスクリーニング・システムは、その事業活動のリスク特性に応じて適切に調整されていない、というリスクがある。
 - ・ 金融機関は、スクリーニングのパラメータが、氏名の一致を生成するために有効であることを適切に評価し、検証すべきである。
 - ・ 金融機関は、システム・ベンダーが金融機関に対するMASの期待をより良く理解し、その達成に向けて金融機関と協力するため、ベンダーの注意を本文書に向けるべき。
- また、同文書は、①上級管理職による監視、②枠組み、方針および手順、③スクリーニングのパラメータとデータベース、④アラートの解消、の4点について、改善すべき点を以下のように整理している。

分野	改善すべき点（主なもの）
上級管理職による監視	少数の金融機関の上級管理職は、ネーム・スクリーニングに十分な注意を払っていない。

⁴ Financial Times ‘UK launches post-Brexit shake-up of insurance rules’, 28 April 2022.

枠組み、方針および手順	少数の金融機関は、顧客および関係者を制裁者リスト等に照らし、継続的なバッチ・スクリーニングを行うための適切なシステムやツールを導入していない。（バッチ・スクリーニングをマニュアルで行っている事例、顧客のすべての関係者を捕捉できていない事例、旧姓でスクリーニングを行っていない事例、特定された者のトラッキングを行っていない事例などが認められた。）
スクリーニングのパラメータとデータベース	- いくつかの金融機関は、パラメータの適切性を十分に理解し、評価し、定期的にレビューを行っていない。 - ほとんどの金融機関は、ベンダーのスクリーニング・データベースで使われている情報のソースの適切性を評価していない。 - いくつかの金融機関のツールは、ファジー・マッチング機能を有していない。 - いくつかの金融機関は、スクリーニング・システム内のリストの適切性を定期的にチェックしていない。
アラートの解消	- ニュースの関連性を判断するための基準が不適切である。 - いくつかの金融機関は、スクリーニング結果の文書化に関する明確な基準を有していない。 - いくつかの金融機関の方針と手順には、アラートの解消に関する実務的な基準やガイダンスが無い。

インプリケーション：シンガポールの中小規模の金融機関のAML/CFTへの取組みの水準の一端が分かるレポートである。シンガポールに子会社等を有する日本の金融機関にとっては、現地子会社等におけるAML/CFT関連の枠組みや実務の実効性をあらためて検証することも有意義であると思料される。

（出所）MAS ‘Strengthening AML/CFT Name Screening Practices’

J: EIOPA、個人投資家の保護のための施策を提言（4月29日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2021年7月の欧州委員会からの要請に対する回答として、同委員会に対し、個人投資家の保護にかかる技術的な助言を提出した。主な内容は以下のとおり。

1. 投資家の開示へのエンゲージメントの向上とデジタル開示のベネフィットの整理
- 保険ベースの投資商品（IBIPs）にかかる定期的な開示をEUレベルで高度化するため、支払い保険料、過去のパフォーマンス、貯蓄の現在価値などの情報を含む「年次ステートメント」を保険募集指令（IDD）において求めることを検討し得る。 - EIOPAは、デジタル時代に合った、真に顧客にフォーカスした開示にシフトする必要性を認識している。また、デジタル化の進展により、ミスリーディングで強引なコミュニケーションも増えると想定されることから、監督当局がそうした事案に適時適切に介入できるような権限を付与することを提言する。
2. 新たなデジタル・ツールやチャネルがもたらすリスクや機会の評価
- 現状、IBIPsを販売するデジタル・ツールやプラットフォームのための市場は、特定の国の市場に限定されている。EIOPAは、適切な規制上の枠組みと条件の下でのみ、IBIPsを販売するデジタル・プラットフォームやオープン・インシュアランスは将来的にさらに発展すると考えている。 - そのような市場がさらに発展する場合、消費者向けの不十分な開示、情報の非対称性、顧客データの誤利用

などのリスクが生じ得る。法的な枠組みが時代に即したものとなるよう、欧州委員会は、「選択アーキテクチャ」や「選択環境」が消費者の意思決定に与える影響に対応し、また、企業が行動ファイナンスに関するインサイトを消費者の最善の利益のために利用することを確保すべき。
3. 販売プロセスにおける有害な利益相反への対応
- 欧州における保険の販売市場は多様であり、そのことは、調和されたアプローチをすべての国の市場において等しく適用し、かつ、消費者が異なる市場において一貫した形で取り扱われることを確保する上で課題を突きつける。また、コミッション・ベースの販売モデルが大多数の国の市場において広く普及している販売モデルであることにも言及したい。 - EIOPAは、IBIPsの商品ライフサイクルを通じて生じる有害な利益相反に対応し、また、商品バイアスを生じさせ、IBIPsのコスト効率性や「保険料に見合う価値」に重大な影響を与え得るインセンティブのリスクに対応するためには、多くの取組みが必要であると考えている。最近の状況を踏まえると、IDDにおけるインセンティブに関する規制を改善することを検討する必要はあると考えるものの、唯一の解決策がある訳ではないと考えている。
4. 手頃で効率的な販売プロセスの促進
- IBIPsの購入のための手頃で効率的な販売プロセスを促進するため、EIOPAは、需要とニーズのテストや適合性評価など、異なる評価のスコープに関する一層の明確化が必要であると考えている。 - EIOPAは、アドバイスを提供するプロセスを簡素化し、効率化することはベネフィットをもたらすものの、同時に、課題やリスクも生じさせると考えている。EIOPAは、デジタルとオフラインの双方で、アドバイスのプロセスに同じ規則が適切かつプロポーショナルに適用されることを確保するため、監督上のコンバージェンスのためのさらなる作業を行うことを提案する。
5. 個人向け投資商品市場における複雑さの影響の評価
商品の複雑性を特定する現行の規制要件は、一貫性がなく、また、重複している。したがって、現行の規制要件を改正することを検討すべきであり、また、異なる枠組み間におけるより一層の一貫性の確保が必要である。

インプリケーション：デジタル時代に合った開示、インセンティブのあり方、複雑な商品への対応など、提示された論点の多くは、保険契約者の保護などの観点から、日本においても検討する価値があるものであると考えられる。なお、インセンティブにかかる規制について、EIOPAが具体的な対応策を示していない点は興味深い。

（出所）EIOPA ‘EIOPA publishes advice on Retail Investor Protection’

K: FSB、気候関連のリスクに対する監督・規制上のアプローチ案を公表（4月29日）

- 金融安定理事会（FSB）は、6月30日を期限として、「気候関連のリスクに対する監督および規制上のアプローチ：中間報告」と題するペーパーを市中協議に付した。同ペーパーにおける提言の概要は以下のとおり。

気候関連のデータの監督および規制上の報告と収集
提言1：監督・規制当局は、気候関連のリスクに対応し、また、気候リスクの評価やモニタリングに利用できる気候関連のデータや主要な指標の特定、定義、収集に向けた作業を行うため、規制・監督目的の情報ニーズの特定を加速させるべき。

- 提言2：報告される気候関連のデータに関する金融機関のガバナンス、プロセス、統制に対する監督上の監視は、データの信頼性を強化し得る。この分野に関する監督上の期待を明確にすることは有効なメカニズムとなり得る。監督・規制当局は、権限上可能である場合、気候関連のデータの信頼性を高めるための第三者検証の必要性について検討すべき。 - 提言3：当局は、物理的リスク、移行リスク、賠償責任リスクについて共通の定義を用いることを検討すべき。 - 提言4：監督・規制上必要な程度において、当局は、金融機関に対して定量的な情報の提出の報告を求めることを要請し、また、報告基準や報告要件を引き上げるべき。 - 提言5：当局と基準設定主体は、共通の規制上の報告要件の設定に向けて取り組むことを慫慂される。
システム全体の観点と監督・規制上のツールや方針が気候関連のリスクを取り扱う程度
- 提言1：個社レベルのマクロプルデンシャル施策に加え、当局のアプローチは、気候関連のリスクが金融システム全体に及ぼす潜在的な影響に対応すべき。 - 提言2：各国当局は、マクロプルデンシャル目的のためのツールとして、気候シナリオ分析やストレス・テストの利用を拡大することを慫慂される。 - 提言3：気候シナリオ分析やストレス・テストを設計する際、当局は、トップダウン・アプローチやハイブリッド・アプローチなど、システム全体を最も良く把握できる特性を採択すべき。 - 提言4：将来の分析やテストにおいては、信用リスクや市場リスクだけでなく、流動性リスクや保険引受リスクなども勘案すべき。 - 提言5：気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、気候シナリオの高度化の作業を継続すべき。 - 提言6：国内における関係当局間の協力や協調が慫慂される。 - 提言7：クロスボーダーの協調や協力に関し、当局は、監督カレッジなどを通じて、ホーム・ホスト間の協調について積極的な対話を行うべき。

インプリケーション：個々の提言は、各国の実情を反映した、妥当なものであるとの印象を受ける。「気候関連のデータの監督および規制上の報告と収集」に関し、「権限上可能である場合」との文言は入っているものの、「気候関連のデータの信頼性を高めるための第三者検証の必要性」に言及している点は注目に値する。

（出所）FSB ‘Supervisory and Regulatory Approaches to Climate-related Risks: Interim Report’

L: ESAs、欧州委員会に対し、PRIIPs 規制の見直しにかかる技術的な助言を提出（5月2日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、2021年7月の欧州委員会からの要請に対する回答として、同委員会に対し、パッケージ型のリテールおよび保険ベースの投資商品（PRIIPs）規制の見直しにかかる技術的な助言を提出した。ESAsの主な助言は以下のとおり。

制裁の実効性の評価	制裁の制度に関し、ホーム国とホスト国の当局間で権限に相違があることについて、例えば、パスポート・ルールの取極めなど、PRIIPs規制と各セクターの関連する規制との関係を十分に分析できていない。ESAsは、このテーマについて、今後さらなる作業を行う意思がある。
------------------	---

KIDs の 内 容、構成、 入手のし易 さ、提供	- KIDs（Key Information Documents）が明確で、簡潔で、理解し易いことを確保するため、情報の順番、構成、内容について、消費者テストを実施すべき。消費者テストの結果、適切であると認められる場合、KIDsの冒頭に最も重要な情報のサマリーを含めることが可能となるよう、必要に応じてPRIIPs規制を変更すべき。 - KIDsの提供に関する規則は、個人投資家保護のための開示に関する他の同等の規則と整合であるべき。 - KIDsがデジタル・メディアに適応でき、また、デジタル開示の機会が利用できるよう、PRIIPs規制に必要な調整を加えるべき。スマートフォンによるKIDsの閲覧や、対話型ツールとしてのKIDsの利用が可能であるべき。 - PRIIPの過去のパフォーマンスに関する情報が、提案されている「欧州単一アクセス・ポイント（ESAP）規制」に含まれるべき。
PRIIPs規制 の範囲	- 現時点においてPRIIPs規制の適用範囲を拡大することは提言しない。 - PRIIPs規制の対象となる債券の範囲をより正確に定義すべき。また、PRIIPs規制の適用対象となる非金融サービス会社の範囲を明確にすべき。 - ESAsは、次のステップとして、PRIIPs規制の対象となる商品の非包括的なロング・リストを作成することを提案する。
商 品 の 種 類 を 考 慮 するアプロー チ	「情報の比較可能性と理解し易さとの間にはトレードオフの関係があり得ること、また、第一の目的は理解し易さであること」に関する記述を含むことを提案する。
パフォーマン ス・シナリオ と過去のパ フォーマンス	- KIDsにおいて提供される情報の柔軟性を確保するため、リスクとリターンに関する「適切なパフォーマンス・シナリオ」を「パフォーマンスに関する適切な情報」に変更することを提案する。 - ESAsは、依然として、投資ファンドなど、関連するPRIIPsについて、過去のパフォーマンスに関する情報がKIDsに含まれるべきであると考えている。上述のとおり、「パフォーマンス・シナリオ」から「シナリオ」を削除すれば、これが可能となる。
環境および 社会 目 的 に関する情 報	サステナブル・ファイナンス開示指令（SFDR）と整合するよう、PRIIPsが環境もしくは社会的な目的を有しているかどうか、また、環境もしくは社会的な特徴を促進するものであるかどうかをより明確に示すため、KIDsに新たなセクションを設けることを提案する。

インプリケーション：KIDsの内容の理解可能性の向上やKIDsのデジタル対応は、日本の保険セクターでも一層の対応が求められる課題であると考えられる。また、KIDsにおける過去のパフォーマンス情報の記載の要否は、欧州および英国において、引き続き様々な検討が行われるものと思料される。

（出所）EIOPA ‘ESAs recommend changes to make the PRIIPs key information document more consumer-friendly’

M: 英 PRA、2022 年保険ストレス・テストを開始（5 月 4 日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、2022 年保険ストレス・テストを開始した。同ストレス・テストは、2019 年に実施（2020 年 6 月に結果を公表）したストレス・テストに続くもの。保険会社には、9 月 28 日までに回答を提出することが求められている。

目的	- 生じ得る厳しいシナリオに対するセクターのレジリエンスを評価すること。生保については、金利および市場の流動性に影響を与える金融市場の崩壊と長寿ショックの帰結に、損保については、自然災害とサイバーに、それぞれ焦点をあてる。 - 監督上の対応が必要な事項の有無を確認すること。 - PRA および保険会社の将来のショックに対応する能力を高めること。			
前回からの主な変更点	生保 - 結果の一貫性を確保し、また、PRA が保険会社間のアプローチの違いを容易に特定できるよう、シナリオについて段階的なアプローチを用い、また、各ステージで許容されるマネジメント・アクション（MA）を定めている点。 ①ストレス・テストにかかるガバナンス・プロセスや品質保証、結果に関する記述（結論、制約、データやモデルに関する事項、結果の検証のアプローチ等）を記載する「結果と準備の基礎（Results and basis of preparation、RBP）」報告、②各ステージにおける MA、流動性のリソースおよびエクイティ・リリース（equity release mortgages、ERMs。英国におけるリバース・モーゲージ。）に関する情報、の提出を求めている点。 損保 - 経済の悪化シナリオを廃止し、保険負債と不動産リスクのみにフォーカスしている点。 - サイバー・シナリオを「試験的」から「中核」の位置づけに変更した点。 - 生保の①と同様、RBP 報告の提出を求めている点。			
対象	生保 17 社、損保 17 社、Society of Lloyd's のマネージング・エージェント 21 社。			
シナリオ (生保)	ステージ1 最初の市場ショック	ステージ2 市場ショックの進展	ステージ3 長期化する市場 ショック (最初の市場ショック から 12 か月後)	ステージ4 長期化する市場 ショックと長寿ショック (ステージ3 の代替)
	金利▲50bps 株価▲33% オプション・ボラティリティ+700bps 信用スプレッド（BBB	信用スプレッド（BBB 格）+240bps（格付不変）／+520bps（BB へ格下げ） 住宅用不動産▲	（※ステージ2 と同じ）	長寿ストレス 7.5% （※その他はステージ2 と同じ）

	格) + 325bps	28 % / 商業用不動産▲33% 再保険のカウンターパーティ信用格付30 % 1CQS (credit quality step) ERM証券化債の格付の再評価 (※その他はステージ1と同じ)		
	MA：既存の流動性ファシリティの利用やリングフェンス・ファンド内での資産の移動。	MA：既存の流動性ファシリティの利用やリングフェンス・ファンド内での資産の移動、金利およびインフレーション・スワップの利用。	MA：流動性のある2次市場のあるデリバティブの利用、ERM証券化のリストラクチャリングなど。	MA：限定的なもののみ。
シナリオ (損保)	- 自然災害シナリオ：①米国のハリケーン、②カリフォルニアの地震、③英国の暴風と洪水 - サイバー・シナリオ：①大規模なクラウド・サービス・プロバイダ (CSP) がサイバー攻撃を受けたクラウドのダウン、②大規模なデータの流出、③システミックなランサムウェア攻撃 (いずれも、保険契約者に生じる影響 (= 保険会社にとっての引受損失))			
アウトプット	2021年末のバランスシートに各ステージのシナリオを適用した際のバランスシート、自己資本、SCRおよびMCR			

インプリケーション：損保のストレス・シナリオが自然災害とサイバーの2つの分野に限定されたことは注目に値する。特に後者について、日本の保険会社には更なる取組みも期待されよう。

(出所) PRA 'Insurance Stress Test 2022 cover letter to firms'

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸／Masayuki Kobayashi（記事I）

マネジャー

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザリー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

